

地域相談支援

★印は必須で条項を設けること。

《指定一般相談支援事業所名》運営規程

(事業の目的) ★

**第1条** この規程は、《法人名》(以下、「事業者」という。)が開設する《指定一般相談支援事業所名》(以下、「事業所」という。)において行う障害者自立支援法(以下、「法」という。)に基づく一般相談支援事業の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障害者(以下、「利用者」という。)の意思及び人格を尊重し、適切かつ効果的な相談支援を提供することを目的とする。

(運営の方針) ★

**第2条** 事業者は、地域相談支援(法に基づく地域移行支援及び地域定着支援をいう。以下同じ。)の提供に当たっては、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情に応じて、次のとおり適切かつ効果的なサービスの提供に努めるものとする。

(2) 地域移行支援の提供に当たっては、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を適切かつ効果的に行うものとする。

(3) 地域定着支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業者は、地域相談支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業者は、その提供する地域相談支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

4 前3項のほか、事業者は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)及び同法に基づく事業の人員及び運営に関する基準その他関係法令等を遵守して、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等) ★

**第3条** 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 《指定地域相談支援事業所名》

(2) 所在地 《事業所所在地》

### （従業者の職種、員数及び職務内容） ★

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 ○名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）相談支援専門員 ○名

相談支援専門員は、第3号に掲げる地域移行支援・地域定着支援担当者として当該職種に係る業務を行うほか、他の地域移行支援・地域定着支援担当者に対し、技術的指導及び助言を行う。

（3）地域移行支援・地域定着支援担当者 ○名以上

地域移行支援・地域定着支援担当者は、基本相談支援に関する業務を行うほか、地域移行支援計画及び地域定着支援台帳の作成その他の地域相談支援に関する業務を行う。

（4）事務職員 ○名以上

事務職員は、必要な事務を行う。

### （営業日及び営業時間） ★

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日 月曜日から金曜日とする。

ただし、12月29日から1月3日までと、国民の祝日を除く。

（2）営業時間 午前8時から午後6時までとする。

（3）サービス提供日 年中無休とする。

（4）サービス提供時間 午前8時から午後5時までとする。

### （事業の主たる対象とする障害の種類） ★

第6条 事業所における事業の主たる対象とする障害の種類は、次のとおりとする。

（1）身体障害（うち○○、○○）

（2）知的障害

（3）精神障害

### （地域相談支援の内容） ★

第7条 事業所において行う地域移行支援の内容は、次のとおりとする。

（1）利用者の住居の確保その他の地域生活への移行のための活動に関する相談及び援助

（2）障害福祉サービスの体験的な利用

（3）地域生活への移行のための単身での生活に向けた体験的な宿泊

（4）地域移行支援計画の作成

(5) 前各号に付帯するその他必要な援助

2 事業所において行う地域定着支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 常時の連絡体制の確保による緊急時等における相談及び必要な支援

(2) 地域定着支援台帳の作成

(3) 前各号に付帯するその他必要な援助

#### (地域相談支援の提供方法) ★

第8条 事業者は、前条第1項に掲げる地域移行支援の提供に当たっては、以下の方法により行うものとする。

(1) ○○○○

(2) ○○○○

(3) ○○○○

2 事業者は、前条第2項に掲げる地域定着支援の提供に当たっては、以下の方法により行うものとする。

(1) ○○○○

(2) ○○○○

(3) ○○○○

#### (利用者等から受領する費用の種類及びその額) ★

第9条 事業者が地域相談支援を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、原則として、事業者が各市町村から代理受領するものとする。

2 事業者は、地域相談支援の提供にあつては、次条に定める通常の事業の実施地域を超えてサービスを提供したときに要した交通費について、その実費を徴収するものとする。その際、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を超える地点から目的地までの距離に、1kmあたり○○円を乗じて得た額とする。

3 事業者は、前項の支払を受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

4 事業者は、第1項および第2項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証(第1項については受領証)を、当該費用を支払った利用者へ交付するものとする。

#### (通常の事業の実施地域) ★

第10条 事業所の通常の事業の実施地域は、○○市及び○○市の全域並びに○○市○○学区とする。

#### (苦情解決)

**第 11 条** 事業者は、事業所において提供した地域相談支援に関する利用者及びその家族からの苦情を解決するために、必要な措置を講じるものとする。

**(虐待の防止のための措置に関する事項) ★**

**第 12 条** 事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

**(その他運営に関する重要事項) ★**

**第 13 条** 事業者は、事業所において適切な地域相談支援が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用時 3 か月以内
- (2) 継続研修 年 2 回以上

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 事業者は、従業者が、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を雇用契約において定めるものとする。
- 4 事業者は、利用者に対する地域相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該地域相談支援を提供した日から 5 年間保存するものとする。

**(委任)**

**第 14 条** この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、事業者と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

**附 則**

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。